

議案第五十八号

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十九年九月二十一日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例  
杉並区事務手数料条例（平成十二年杉並区条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十九の項中「第十三条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

十九の二 温泉法第十六条第一項又は第十七条第一項の規定に基づく温泉の利用の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	温泉の利用の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	一件につき 九千七百円	承認申請のとき。
--	---------------------------	-------------	----------

別表第一の六十九の項中「第三十一条の二第二項第十四号八」を「第三十一条の二第二項第十五号八」に、「第六十二条の三第四項第十四号八」を「第六十二条の三第四項第十五号八」に改め、同表の七十一の項中「第三十一条の二第二項第十五号二」を「第三十一

条の二第二項第十六号二」に、「第六十二条の三第四項第十五号二」を「第六十二条の三第四項第十六号二」に改め、同表の百十三の項中「第六十八条の五の二第二項」を「第六十八条の五の三第二項」に改め、同表の百十四の項中「第六十八条の五の四第一項」を「第六十八条の五の五第一項」に改め、同表の百十五の項中「第六十八条の五の五第一項」を「第六十八条の五の六第一項」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成十九年十月二十日から施行する。ただし、別表第一の六十九の項、七十一の項及び百十三の項から百十五の項までの改正規定は、公布の日から施行する。

#### （提案理由）

温泉の利用の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料を定める等の必要がある。